

一 就労と福祉の連携

ブレア首相は、その政治的マニフェストともいって一九九八年のパンフレット「第三の道」において、依つて立つ価値観として、「価値の平等」「機会の均等」「責任と義務」「コミュニティ」の四つを挙げた。すなわち、ニューレーバーの「第三の道」においては、福祉政策転換の論理として、責任と義務や機会の均等、あるいはコミュニティの相互的な規範が前面に押し出されたのである。ブレアは、「責任と義務」を「右派の領分」としてきてしまつたことが、失業給付の肥大化など市民社会の弛緩にむすびついたという認識を表明していた（ブレア 2000）。

こうした問題意識のもとで導入された「福祉のニューディール」は、「責任と義務」という観点が貫かれたプログラム群であつた。最も力点の置かれた若年失業者向けのプログラムの場合、一八歳から二四歳のすべての失業者は、六ヶ月の求職者手当（失業手当）の受給の後は、最長で四ヶ月間、個人アドバイザーがついて職探しを行い、就職が実現できなかつた場合は、賃金補助を受けた民間企業への暫定的な就労、環境団体あるいは非営利組織への就労、フルタイムの職業教育というオプションから一つを選択させる。そして、合理的な理由なくいづれのオプションも連続して拒絶する場合は、失業手当の給付を止めるなどのペナルティを課す、というものであつた。

イギリス雇用局のパンフレットによれば、二〇〇〇年の九月には二五万人の若者がこのプログラムによつて失業手当に依存する生活から脱却し、政府はその目標を達成したことが強調されている（Employment Agency 2001）。

このように、同じように就労と福祉を連携させることを目指しても、そのアプローチに関しては、各国ごとに傾向の違いが現れる。そこには依然として経路依存性と制度的与件という問題がある。しかしその一方において、いずれの国も大きな環境の変化に直面するなかで、各国でいかなるアプローチを取るべきかという判断は、(かつてのようには)自明ではなくなっている。そこには政治、行政、運動、研究の各アクターによつて、政策アイデアをめぐる政治的綱引きが開始されている。

つまり、今日の社会民主主義の福祉政策は一見収斂傾向にあるが、他方では各国間でも、あるいは、それぞれの国の社会民主主義の内部でも、政策の具体的な設計をめぐつて対抗するビジョンがせめぎ合う状況がうまれているのである。本章が関心を寄せるのは、欧洲社会民主主義の福祉政策において現れている、こうした新しい政策オプションの拡がりあるいはコンステレーション（布置状況）である。

以下では、「第三の道」の批判的継承を訴えた議論のうち、三つの論点を順次検討していく。第一に、社会的包摶をめぐる政府支援のあり方をめぐる議論であり、第二には、社会的包摶の場をめぐる議論であり、そして第三に、こうした社会的包摶のための政策手段の問題、とくに民間非営利組織の組み込み方をめぐる議論である。支援の度合い、包摶の場、包摶のための政策手段をめぐる一連の議論は、先に触れた、「第三の道」と北欧の福祉国家の相違とも重なる論点である。

この三つの論点は、欧洲左派にとって今日可能な戦略オプションをめぐる政策空間を構成する。本章の目的は、「第三の道」の批判的継承を掲げる議論を検討するなかで、この政策空間の構造を明らかにすることにある。

制の代表格であつた北欧の福祉国家は、福祉と就労を連携させるという点では、実は「第三の道」を先取りしていきことが明らかになつた。北欧福祉国家では、積極的労働市場政策の展開に力を注ぎ、男女を問わざ市民の就労を与件とした福祉政策を展開した。育児や介護などの社会サービスも、女性を労働市場に送り出す効果が期待されていた。各種の所得保障も、高い割合で労働市場における従前の所得水準に比例しており、就労のインセンティブを高めることになつていた。こうしてうみだされた高い労働市場参加率が、広い課税ベースにつながり、福祉国家を支えていた（宮本 1999）。

このように北欧福祉国家は、手厚い福祉政策で就労を支援し労働市場を活性化していくことで成り立つていた。エスピング＝アンデルセンは、こうした福祉国家を、労働運動の強いイニシアティブが背後にあつたことに注目して、社会民主主義レジームと呼んだ。これに対して、従来のイギリスは市場原理が優位になつた自由主義レジームに、ドイツは家族や職域への依存が強い保守主義レジームに分類された。わが国では一般に、イギリスやドイツは社会民主主義の経験の蓄積がすんだ国とされてきたのであるが、少なくとも現実に現れたレジームとして見る限り、いずれも積極的労働市場政策や就労支援型の福祉においては、北欧福祉国家の後塵を拝していることが分かつた（Esping-Andersen 1990）。

そうであるならば、「第三の道」の登場が意味したことは、イギリスやドイツが遅まきながらエスピング＝アンデルセンのいう社会民主主義レジームに接近している、ということであろうか。結論から言えば、「第三の道」の展開を北欧福祉国家の路線への収斂現象こといふことも正確ではない。ニューレーバーの福祉改革は、社会的包摶に向けた政府支援の程度が限定されているという点で、あるいは逆に、就労を迫るその圧力の強さに関しても、北欧福祉国家とは異なつた志向をもつていた。また、民間非営利組織の活用といった問題でも、「第三の道」が掲げたパートナーシップ政策と北欧福祉国家の自治体中心のサービス供給体制とは大きな懸隔があつた。

をふまえて位置づけようとしている。ただし、筆者はイギリス政治研究を専門とするものではない。したがってイギリス労働党の動向については、内外の優れた先行研究に依拠しながら、イギリスの「第三の道」をめぐる論争の、一国の文脈を越えた普遍性に注目する（阪野 2002；近藤 2001；小堀 2005；藤森 2002；力久 2000）。つまり、「第三の道」をめぐる論争を、現代の社会民主主義的な福祉政策のオプション群を示してくるものとしてとらへ、諸オプションのコンステンシー（布置状況）を示すことを目標とする。こうした関心から、本章はまず、「第三の道」路線の登場の意味を比較論的に位置づける」とから始めたい。

1 福祉戦略の収斂と分歧

「第三の道」が福祉政策の領域でどのような刷新を行おうとしたかは比較的よく知られている。「第三の道」は、福祉政策と雇用政策をむすびつけ、福祉が就労を促進する体制をつくりだそうとした。人々は福祉への権利を有すると同時に、就労の義務を負う。つまり、市民の社会権と社会的貢献をバランスさせていくこうとする考え方によつて、従来の福祉国家体制も、八〇年代以来隆盛を誇ってきた新自由主義体制をも、ともに乗り越える」とを語つた。社会的に排除されてきた人々について、単に保護の対象となるのではなく、その自立を促進し他の人々との相互的な関係を形成していくこと、「社会的包摵（Social Inclusion）」の考え方が新たに福祉政策の基軸となつた。

だが、九〇年代の半ばといふタイミングで、「第三の道」論がいのちのよみを主張を行つたことにはあるアイロニーがある。なぜならばくの時期は、福祉国家体制についての比較論的な研究がすすみ、「第三の道」が乗り越えを図つた従来の福祉国家体制の、その多様なかたちが判明した時期でもあつたからである。とくに、福祉国家体

第3章 「第三の道」以後の福祉政治——社会的包摂をめぐる二つの対立軸

宮本太郎

はじめに

今日の政治の世界では様々なシンボルが送り出され、メディアをとおして散布され、消費される。その種のシンボルには、誇張や一面性がつきものとなり、またそこには必ずと「賞味期限」の限定も生じる。ニューレーバーが社会民主主義刷新の道として掲げた「第三の道」についても例外ではない。事実、欧州の社会民主主義のなかでは、この言葉はもはやかつてのような強いインパクトを持たなくなっている。

次々に現れる意匠について、その一つひとつに振り回されるとすれば、それはたしかに生産的とは言いがたい。しかし、だからといって、様々な意匠のすべてが一過的で空しいものとして片づけることもできない。諸々のシンボルが交錯するなかで、社会民主主義のあり方をめぐって、いかなるベクトルの変化が生じ、新たにどのような争点が生まれているのかを客観的にとらえていくことこそが重要である。

本章は、このような観点から、「第三の道」という理念が福祉政策の領域でもついていた意味を、その後の論争